

排水設備設置期間の延長ができる場合

以下の条件のいずれかに**該当する場合は**、申請により排水設備設置期間の延長ができます。**この用紙の裏面が申請書**となっていますので、必要事項を記入していただき下の表にある「申請に必要な書類」を添えて、同封の返信用封筒により返信してください。

申請書を受理後、排水設備設置期間の延長ができる事由に該当するかを審査し、決定通知をお送りします。

排水設備設置期間の延長ができる場合		延長できる期間	申請に必要な添付書類
1	排水設備の設置費用（工事費）の調達が困難である場合	困難な状況が解決されるまでの期間	主たる生計維持者の前年の所得状況を証明する書類（所得証明書） <u>（主たる生計維持者が市外在住の場合は添付必須）</u>
2	建築物を長期間使用しておらず、汚水を排出していない場合	汚水を排出しない期間	添付不要（下水道事務担当職員が水道台帳を閲覧し確認します。）
3	排水設備を設置することにより、建築物に回復することができない損害が生じるおそれがある場合	損害が生じるおそれなくなるまでの期間	伊那市下水道指定工事店が発行する任意の調書
4	土地の地形及び建築物の構造により、排水設備の設置が困難である場合	困難な状況が解決されるまでの期間	伊那市下水道指定工事店が発行する任意の調書
5	建築物を近いうちに取り壊す予定がある場合 (取り壊す予定が2年よりも先の場合は、基本的には認められません。)	2年	建築物の使用計画書（任意の様式で結構です。）
6	合併処理浄化槽により汚水を処理し、その浄化槽からの放流水の水質が、基準に適合している場合 (単独処理浄化槽 や 水質検査未実施 の合併処理浄化槽は認められません。合併処理浄化槽の場合、(社)長野県浄化槽協会又は伊那市浄化槽維持管理組合の実施する 水質検査を受けている必要 があります。)	3年	浄化槽法第11条第1項の規定による検査の結果又は伊那市浄化槽維持管理組合が実施する検査の結果を証明する書類

上記1「**排水設備の設置費用の調達が困難**」の場合は、家族の状況を記入してください。(必須) ←

主たる生計維持者	住 所			
	氏 名			
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	勤務先等	同居・別居の別
				同居・別居
				同居・別居
				同居・別居
				同居・別居
				同居・別居

* 主たる生計維持者は、世帯で一番所得の高い方となります。

排水設備設置期間延長申請書

(宛先) 伊那市長

住所
申請者 氏名 ④
電話

次の土地又は建築物について、排水設備の設置期間を延長したいので伊那市下水道条例施行規程第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

		お問合せ番号（水栓番号）	
1	土地又は建築物の所在地	伊那市 (方書：)	番地
2	延長を申請する期間	年 月 日	日まで
3 延長が必要な事情（次のいずれかに、必ず○印を付してください。）			
○印	事情	延長できる期間	
	1 排水設備の設置に必要な資金の調達が困難である。	困難な状況が解決されるまでの期間	
	2 建築物を長期間使用しておらず、汚水を排出していない。	汚水を排出していない期間	
	3 排水設備を設置することにより、建築物に回復し難い損害が生じ、又は生じるおそれがある。	損害が生じ、又は生じるおそれなくなるまでの期間	
	4 土地の地形及び建築物の構造により、排水設備の設置が困難である。	困難な状況が解決されるまでの期間	
	5 建築物を近いうちに取り壊す予定がある。	2年を超えない期間	
	6 浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）により汚水を処理し、当該浄化槽からの放流水の水質が環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2に規定する技術上の基準に適合している。	3年を超えない期間	
4 審査等のために下水道事務担当職員が世帯の所得の状況等又は浄化槽水質検査結果を閲覧することへの同意 (事情が1または6の場合にのみ、次のいずれかに、必ず○を付してください。)			
この申請の審査及び延長期間中の現況の確認に関し、閲覧することに 同意する ・ 同意しない			
※「同意する」場合は、申請に必要な添付書類を省略することができます。「同意しない」場合は主たる生計維持者の所得証明書の添付が必要です。			

申請に必要な添付書類は、裏面を参照してください。